



工 事 区 域			
イ	N 3 5 - 2 9 - 1 8	E 1 3 9 - 4 6 - 1 3	
口	N 3 5 - 2 8 - 5 6	E 1 3 9 - 4 6 - 2 8	
ハ	N 3 5 - 2 8 - 4 2	E 1 3 9 - 4 5 - 5 7	
ニ	N 3 5 - 2 9 - 0 3	E 1 3 9 - 4 5 - 4 2	

<使用制限内容>  
 K 2 錨地の停泊可能隻数 5 隻のところを 3 隻に、KK 1 錨地の停泊可能隻数 9 隻のところを 5 隻に制限して運用します。

<使用制限予定期間>  
令和 5 年 9 月 2 7 日 ~ 当分の間  
 ※ 作業の進捗状況により、変更されることがあります。

お問合せ先  
 横浜海上保安部 航行安全課 第一海務係  
 〒 2 3 1 - 0 0 0 1 横浜市中区新港 1 丁目 2 - 1  
 TEL 0 4 5 - 2 0 1 - 8 1 8 0